



## 質疑應答

△道路行政に關係ある法律  
命令、訓令、通牒等苟く  
も道路行政に當る人々の  
知らざるべからざること  
は凡て本欄に於て紹介す  
△道路行政に關し生じたる  
疑問は本欄に於て回答す  
るを以て會員諸氏は隔意  
なく質問あらん事を望む

問 府縣道路線の認定變更あり、新路線は未だ交通の用に供せられざる實況にある處、舊路線は交通頻繁なる道路なり、舊路線に對する部分は新路線が交通の用に供せらるゝと否とに拘らず、認定變更と同時に當然供用廢止を爲すべきものなりや。（研究生）

答 本間舊線道路の供用廢止は、新線道路の供用開始と同時に之を爲すべきものと解する。此の場合若し路線の變更と同時に現在

線に屬する道路の供用が廢止せらるゝものとせば、新線道路の開設が八ヶ月以上を要する場合に於ては、舊線に屬する道路は別に市道又は町村道として存置せられざる限、新線の道路工事が完成せざる前に、道路法第六十二條に依る勅令に依り費用負擔公團體に交付又は所有者に還付せらるゝことゝ爲り、極めて不當な結果と爲るべく決して法の趣旨ではないであらう。故に此の場合舊線道路の供用廢止は新線道路の供用開始に條件附けられてゐるものと解する。（藤村藤治）

問 道路法第六十二條に基く勅令第四七四號第二條の保存期間は、同勅令第一條の路線の認定の變更又は廢止の場合にのみ適用あるものにして、同勅令第六條の區域變更の場合には適用なきものと解し支障なきや。（甲府愛讀者）

答 御見込の通と解する。斯く解する理由は大體次の通りである。  
（一）道路法第六十二條第一項に於て「道路ノ路線ノ認定ノ變更廢止<sup>ヲ</sup>」<sup>ヲ</sup>、<sup>テ</sup>「其他ノ場合ニ於テ不用ニ歸シタル云々」<sup>ヲ</sup>とあるに對し、同第二項に於て「前項ノ變更廢止ノ場合ニ於テ道路及其ノ附屬物ヲ構成シタル物件ハ勅令ヲ以テ定ムル期間ノ満了スル迄第六條ノ規定ヲ外せること。

條に於ても「道路又ハ其ノ附屬物ノ區域變更其ノ他ノ場合ニ於テ不用ニ歸シタル道路又ハ其ノ附屬物ヲ構成シタル物件及材料器具機械等ノ管理處分ニ付テハ第一條、第四條及第五條ノ規定ヲ準用スル」旨を定め第二條及第三條を準用より除外せること。

(藤村藤治)

問 道路工事執行令第十九條に於て「請負人天災事變其ノ他正當ノ事由ニ依リ云々」とあり、右の内天災事變とは如何なる事を意味するや例を擧げて説明されたし。

(京都府中村)

答 天災事變と謂ふ字句は他の法令に於てもよく見る所の字句であるが、要するに天災は天變地異が吾人に及ぼす影響であつて、例へば大風、大雨、地震、海嘯、洪水等に因つて生ずる不利益な影響の如きは之に属するであらう。又事變とは外部的の障害であつて戦亂、暴動等は其の著しいものであらう。(藤村藤治)

問 天災事變其の他正當の事由とは契約の當時に豫知し得られざる不可抗力に因る事由を指稱し、通常の降雨、雪等は當然に契約の當初に豫知し得られ、契約に當り期間に斟酌を加へたるものなれば、之を天災事變其の他正當の事由

と稱するを得ずと謂ふ解釋は正しきや。(京都府中村)

答 右は正しい解釋であると信ずる。契約の當初に於て其の障害の来るべきことを豫知し、工事竣工期間を定めたる場合、其の豫知したる事實の發生が、竣工期間伸長の理由とならざることは言ふを俟たざる所であらう。特に契約に於て之に關する明示なくとも、期間を定むるに當り、全然降雨なく又降雪期に於て全然降雪なきものとの前提の下に定むるものとは解し得ないが故に、通常の降雨、雪等は延期の正當の事由とは認め難いものと云ふべきである。(藤村藤治)

問 道路法第六十二條に基く勅令第四七四號第四條第二項

に於て、廢道敷は保存期間満了前に定りたる他の道路の區域内に在る場合の外、官有財産として存置するの必要あるものなるときは、主務大臣に還付すべき旨の規定あり、右主務大臣は商工省用地として存置する必要ある場合に於ては商工大臣なりや。(疑問生)

答 右條項に規定する主務大臣は内務大臣を指稱するものである(土木例規類纂四三頁大正十一年十一月八日乙第八二號愛知縣知事宛土木局長回答参照)(藤村藤治)